

県農業振興の方向と公社の取組

農業開発公社の業務推進と業務体制の改革

1 人・農地プラン作成を契機とした農地流動化の促進

- 各市町村が進めるプラン作成の話し合いに積極的に参加
- 担い手の規模拡大等への支援
- プラン実現に向けた農地集積を農地保有合理化事業により促進

市町村から農地の集積計画の提供を受け、売買等により担い手への利用集積を図る

2 新規就農者の農地確保支援

- 賃借料一括前払い制度を活用した貸借による確保支援
- ・新規就農者のニーズに即した農地情報の提供と相談活動

就農希望者の、情報収集から就農までの各段階で、市町村等と連携を密にして、希望に応じた農地情報の提供と相談活動を行う

- ・農地の円滑な確保支援

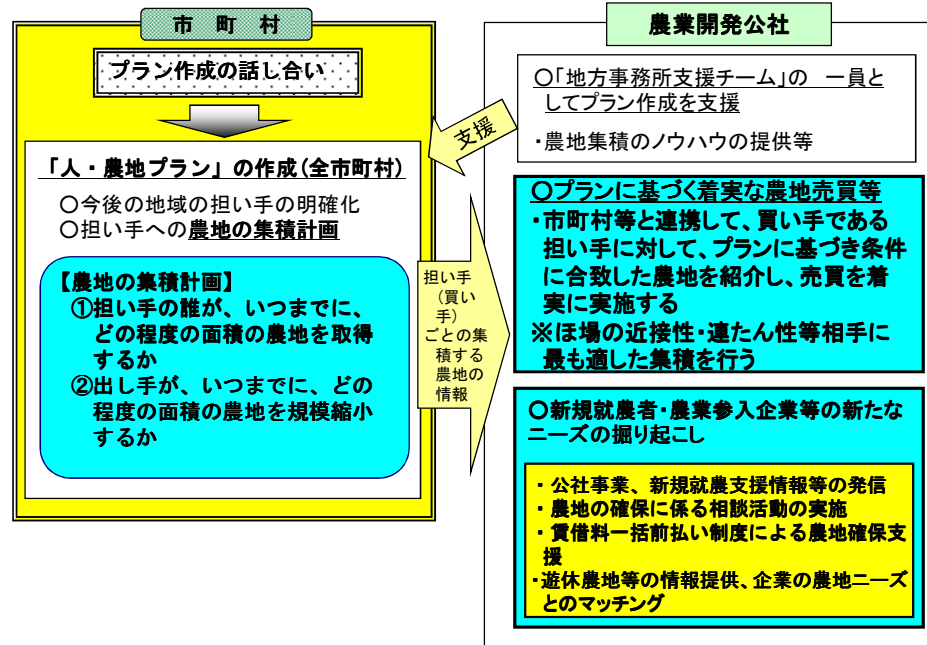
賃借料一括前払い制度を活用して、地主との農地の貸借に係る調整を図る

3 遊休農地の活用促進

- 企業との連携等、多様な活用の促進
- ・賃貸借一括前払い制度による活用支援

I 農地流動化業務の推進

☆「人・農地プラン」は、市町村が作成する「人（担い手）と農地」のあり方の設計図。公社は、プランの作成を支援するとともに、その実現に向けて担い手への農地の利用集積の促進に役割を發揮。



《効果》

担い手への支援

- ①プランに基づき、買い手となる担い手が明確になることにより、買い手探しが省力化でき、業務の効率化が可能
- ②プランの実現により、農地集積が一層推進されるため、年間の売渡面積が増加（年間100haを見込む）

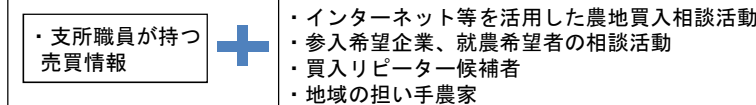
新規就農者、農業参入企業への支援

- ・賃借料一括前払いの活用
- ・就農時・参入時の農地確保支援を通じて、将来の買い手を確保

II 業務体制の改革

*平成26年度から「本所+3支所体制」に再編

◇農地買入希望情報の集約・一元管理



支所で購入希望者の要望に応じた農地の確保（手持ち情報、市町村、JA等と連携した確保）

◇人・農地プランに基づく着実な農地売買等

- ・市町村におけるプランの実現を農地保有合理化事業で支援
- ・既に明確になっている地域の担い手（買い手）への農地の権利移動を着実に実施
- ・農業委員会等の関係団体との一層の連携強化

◇書類作成の集約化

- ・支所を通じた必要資料の収集と、保有合理化事業に係る書類作成を本所で集中実施

《効果》

支所業務の省力化

【省力化される業務】
買い手探し、書類作成業務の軽減

必要業務時間の短縮による、支所職員1名当たりの取扱件数の増（約1.8倍）
一人当たり51件（12人で614件）
↓
一人当たり96件（8人で768件）